

シルバーピア住宅落選決定に対する異議申立てについて

総務部総務課

1 異議申立てに至る事実の概要

- (1) 葛飾区長（以下「区長」という。）は、平成23年6月10日から同月17日までの期間に単身者向けシルバーピア住宅5戸の使用申込みを受け付けた。
- (2) 異議申立人は、区長に対し、平成23年6月15日付けで、シルバーピア住宅使用申込書（以下「使用申込書」という。）により、単身者向けのシルバーピア住宅の使用申込みを行った。
- (3) 葛飾区高齢者住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が平成23年7月25日に開催され、使用申込者の住宅困窮度について審査された。
- (4) 区長は、(3)の審査結果をもとに、住宅困窮度の高い者から順に10名を使用予定者として登録し、異議申立人に対しては、平成23年8月4日付けでシルバーピア住宅落選決定（以下「本件処分」という。）の通知を行った。
- (5) 異議申立人は、平成23年8月12日付けで区長に異議申立書を提出した。

2 異議申立てに対する区長の考え方

- (1) 本件異議申立ては、次に掲げるとおり理由がなく、棄却するべきであると考える。
- (2) 区長は、本件処分に係るシルバーピア住宅の使用申込みを受け付けたところ、単身者向け募集住宅5戸に対し100人の使用申込者があった。このため、葛飾区シルバーピア住宅条例第5条の規定により、住宅困窮度の高い者から順に、使用予定者を決定することとなった。
- (3) 使用申込者の住宅困窮度について、使用申込書の記載事項及び民生委員による聞き取り調査結果等をもとに選考委員会で審査したところ、異議申立人の住宅困窮度は、100点満点中2点となり、使用申込者100人中88番目の順位となった。
- (4) 区長は、単身者向け募集住宅5戸に対し使用予定者として10人を登録することとし、選考委員会の審査結果をもとに、住宅困窮度の高い者から順に登録者の決定を行ったところ、順位が88番目であった異議申立人は登録者から落選となった。この結果、区長は、異議申立人が登録者とならなかったことを理由として、本件処分の通知を行った。